

登録美術品登録基準

(平成十年十一月二十七日 文部省告示第百五十八号)

(趣旨)

第一条 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号。以下「法」という。）第三条第一項の登録を受けることができる美術品の基準は、この基準の定めるところによる。

(登録の基準)

第二条 法第三条第二項第一号に該当する美術品は、次項に定める各号のいずれか一の種類に該当するものとする。

2 法第三条第二項第一号に該当する美術品は、世界文化の見地から貴重なものであつて、次の各号のいずれか一の種類のうち、当該各号の種類ごとに定められた基準に該当するものとする。

一 絵画 次のいずれかに該当するものであること。

イ 制作が優秀なもの

ロ 絵画史上特に意義があるもの

二 彫刻 次のいずれかに該当するものであること。

イ 制作が優秀なもの

ロ 彫刻史上特に意義があるもの

三 工芸品 次のいずれかに該当するものであること。

イ 制作が優秀なもの

ロ 工芸史上特に意義があるもの

四 文字資料 次のいずれかに該当するものであること。

イ 制作が優秀なもの

ロ 文化史上特に意義があるもの

五 考古資料 出土品であつて、学術上特に意義があるもの

六 歴史資料 歴史上の重要な事象又は人物に関する遺品であつて、学術上特に意義があるもの

七 複合資料 異なる種類の美術品が系統的又は統一的にまとまって存在することにより、特に意義があるもの

八 前各号の種類以外の種類 次のいずれかに該当するものであること。

イ 制作が優秀なもの

ロ 当該種類を対象とする美術史上特に意義があるもの

3 前二項の美術品のうち、当該美術品の構造、形式、材質その他の特徴及びその保管に係る技術の開発の状況を勘案し、その公開及び保管に関し特に注意を要すると文化庁長官が認めるものについては、前二項に定める基準のほか、当該美術品を適切に公開及び保管をするための環境その他の文化庁長官が定める要件を備える美術館と登録美術品公開契約が締結される見込みがあるものとする。

4 当該美術品の制作者が生存中であるものについては、前二項に定めるもののほか、次の各号に定められた基準の全てに該当するものとする。

一 制作後、原則として十年を経過したもの

二 文化庁長官が定める美術館が開催する展覧会（公募により行われるものを除く。）において複数回公開されたことがあるもの

附 則

この基準は、法の施行の日（平成十年十二月十日）から実施する。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。